

## 第51回栗東市都市計画審議会の概要

- 1 開催日時 令和5年11月22日(水) 午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所 栗東市役所4階3・4委員会室
- 3 出席者数 11名中11名
- 4 傍聴者 7名
- 5 案 件
  - 【審議事項】 議案第1号 栗東市都市計画道路見直し方針について
  - 【報告事項】 第四次栗東市道路整備プログラムについて  
小野南部・上砥山工業団地地区地区計画の変更について  
日本産業分類の改訂に伴う地区計画の変更について  
小野工業団地地区地区計画について
  - 【協議事項】 (仮称)草津栗東火葬場について  
JRA栗東・トレーニングセンターの用途地域の変更について
- 6 結 果
  - 【審議事項】
    - 議案第1号 栗東市都市計画道路見直し方針について
      - ・原案通りと認める。
  - 【報告事項】
    - 第四次栗東市道路整備プログラムについて
      - ・主な意見
      - (委員) 国道や県道など整備主体が市ではない路線についての優先順位はどのように決められたのか。
      - (市) 滋賀県において作成されている「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」の内容を記載しているものです。
    - 小野南部・上砥山工業団地地区地区計画の変更について
      - ・主な意見
      - (委員) 地区計画の申出はまちづくり委員会でなければならないのですか。
      - (市) 「栗東市市街化調整区域における地区計画ガイドライン」に基づき、地権者などを含むまちづくり委員会等から申出をいただく制度になっています。
      - (委員) 地区計画決定と並行して開発許可の手続きも進めているということですか。
      - (市) その通りです。開発部局とも連携して地区計画決定の手続きを進めています。
    - 日本産業分類の改訂に伴う地区計画の変更について
      - ・主な意見
      - (委員) この変更に関係する地区計画は市内では2カ所のみということですか。
      - (市) その通りです。
    - 小野工業団地地区地区計画について
      - ・主な意見
      - (委員) 擁壁等保全地区ではテールアルメ擁壁のうえに建築物や工作物を建築・建設できないように制限されるのですか。
      - (市) 擁壁を保全するために建築物や工作物の建築・建設を制限します。

- (委員) 外壁後退線について、A地区とB地区で違いがあるのはなぜですか。  
(市) 開発部局との協議で決まった経緯がありますので、詳細は次回の当審議会にてご説明させていただきます。

**【協議事項】**

■(仮称)草津栗東火葬場について

・主な意見

- (委員) 小野東の交差点は通学者の多い交差点ですが、安全は担保されるのですか。

(草津栗東行政事務組合)

火葬場へのアプローチについては、市道小野六地藏線の東側からアプローチするように草津・栗東の主な式場には案内をしたいと考えています。

また、工事期間中については、残土の搬出量をできるだけ少なくなるように計画していくものであり、工事車両を減らしたいと考えています。

- (委員) 環境に対する説明をしなければならいのではないですか。

(草津栗東行政事務組合)

この火葬場については、法令上の環境アセスメントの対象にはなっていませんが、自主的に環境アセスメントを実施しています。周辺5自治会に対して、悪臭等の環境に係る説明を行っていく予定です。

■JRA栗東・トレーニングセンターの用途地域の変更について

・主な意見

- (委員) 資料7-3の右側の図に記載のオレンジ色の破線はどのような意味ですか。

(市) 変更前の事務所2、3の位置をお示ししているものです。